

白井市道修繕計画（第三次）

令和 7（2025）年度～令和 1 2（2030）年度

概要版

令和 7 年 3 月

 白井市 都市建設部 道路課

目 次

第1章	本計画策定の背景と目的.....	1
第2章	修繕計画対象施設の概要.....	2
2-1.	対象施設数量	2
2-2.	点検結果	2
2-2-1.	路面性状調査結果（令和6年度8月時点）	2
第3章	修繕計画策定内容.....	3
3-1.	基本方針	3
3-1-1.	舗装.....	3
3-2.	施設の重要度の設定	4
3-3.	修繕計画（令和7年度～令和12年度）	5
3-3-1.	舗装.....	5
3-4.	点検結果（令和6年度8月時点）	6

第1章 本計画策定の背景と目的

社会経済活動や地域生活・地域防災を支える社会基盤として、今日まで多くの道路整備が進められてきました。一方で、これまでに整備した大量なストックは時代とともに老朽化が進行しており、適切な維持管理を行うための維持修繕費が増大していくことが予想されます。

このような現状を踏まえ、平成26年4月には「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」が国土交通省から示され、各道路管理者においては、道路構造物の詳細な点検や、点検結果より策定した修繕計画によるメンテナンスが行われています。

白井市では、平成26～27年度、平成31年度に、幹線市道の舗装の詳細点検を実施し、各路線の劣化状況を把握しました。また、詳細点検の結果をうけ、白井市道修繕計画を策定し、劣化が著しい路線に対しては修繕を実施し、道路利用者に対して安心・安全で良好なサービス水準の維持に努めております。

令和6年度は3巡目の詳細点検を実施し、改めて劣化状況を把握したうえで、本修繕計画の策定を実施しました。本修繕計画は、引き続き効率的な道路管理に努め、利用者に対するサービス水準向上を目指すものと位置づけます。

なお、本計画は、点検・計画策定は5年ごと、計画期間は第二次計画の進捗状況と予算措置等の期間を考慮し、第二次計画の最終年度を加えた令和7年度からの6年間としました。

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第一次	点検・策定 予算措置	点検	点検・策定 予算措置															
	計画			第一次計画														
	実施																	
第二次	点検・策定 予算措置						点検・策定 予算措置											
	計画							第二次計画										
	実施																	
第三次	点検・策定 予算措置											点検・策定 予算措置						
	計画												第三次計画					
	実施																	

図 1-1. 計画策定及び実施の進行イメージ

第2章 修繕計画対象施設の概要

2-1. 対象施設数量

本修繕計画の対象施設数量は表2-1のとおりです。

表 2-1. 修繕計画対象数量（舗装）

道路種別	実施延長（km）
幹線1級市道	31.8
幹線2級市道	24.4
合 計	56.2

2-2. 点検結果

2-2-1. 路面性状調査結果（令和6年度8月時点）

令和6年度に実施した路面性状調査の結果は表2-2、図2-1のとおりです。白井市の舗装管理水準（MCI>4：健全度Dを許容しない）を満たす延長は39.6km（70%）であり、一方、管理水準を満たさない延長は16.6km（30%）です。

表 2-2. 令和6年度路面性状調査結果

健全度 ランク	管理指標 【MCI（最小値）】	舗装の状態	上段：延長 下段：割合	
A	MCI＞6	望ましい状況で補修の必要 なし	6.9km 12%	39.6km 70%
B	6≧MCI＞5	望ましい状況であるが観察 が必要	16.4km 29%	
C	5≧MCI＞4	一部損傷がある状態	16.3km 29%	
D	4≧MCI＞3	損傷がある程度進んだ状態	11.7km 21%	16.6km 30%
E	3≧MCI	損傷が著しい状態	4.9km 9%	
合 計			56.2km	
路線全体平均 MCI			4.7（C）	

※MCI：「ひび割れ率」「わだち掘れ量」「平坦性」を基に算出される舗装維持管理指数

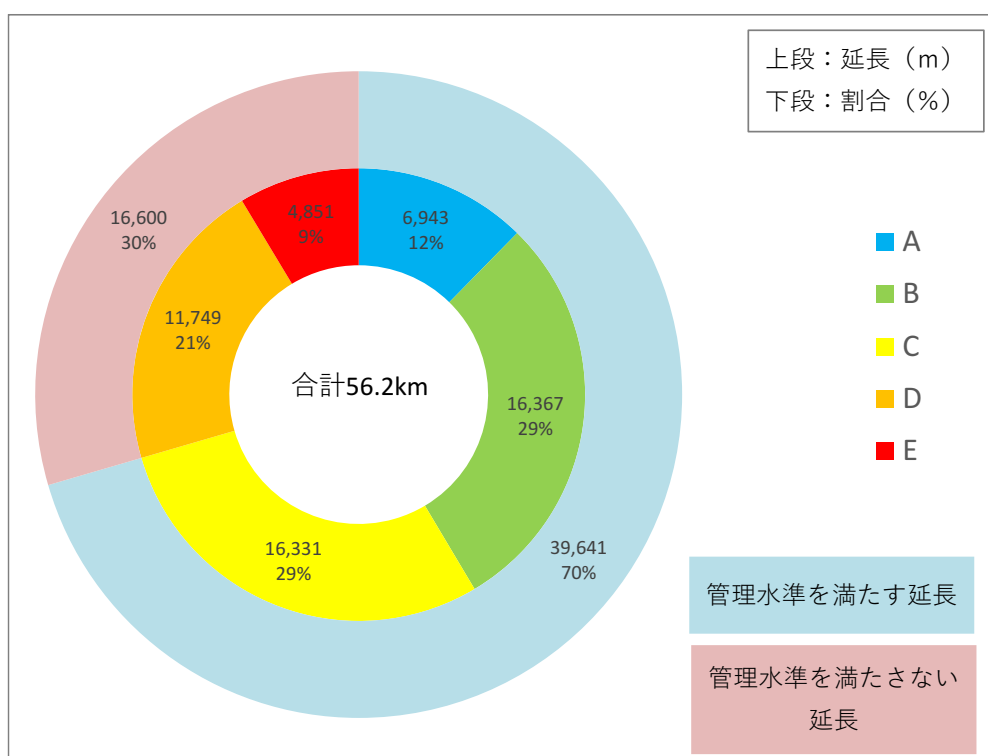


図 2-1. 令和6年度路面性状調査結果

第3章 修繕計画策定内容

3-1. 基本方針

3-1-1. 舗装

本市の管理道路において重要道路に位置づけられる1級・2級は、修繕が必要な区間である舗装評価指標MCIが4以下の区間をなくすことを目標と設定しました。路面性状調査の結果、MCIが3を下回った区間（健全度E）は優先して修繕を行います（事後保全型管理）。その後、 $4 \geq \text{MCI} > 3$ の区間（健全度D）について修繕を行います（予防保全型管理）。

表 3-1. 舗装管理水準の設定

管理区分	管理水準	管理方法	管理内容	対策工法
1、2級、同一区分	MCI > 4	予防保全型 ($4 \geq \text{MCI} > 3$)	舗装の劣化・損傷が軽度な段階（MCI4以下）で計画的に修繕を行い、健全度を維持して舗装の長寿命化を図る。	表層打換え （ひび割れ率 30%未満）
				表層＋上層路盤打換え （ひび割れ率 30%以上）
		事後保全型 ($3 \geq \text{MCI}$)	舗装の劣化・損傷が進行し、修繕が必要と判断された段階（MCI3以下）で更新する。	全層打換え

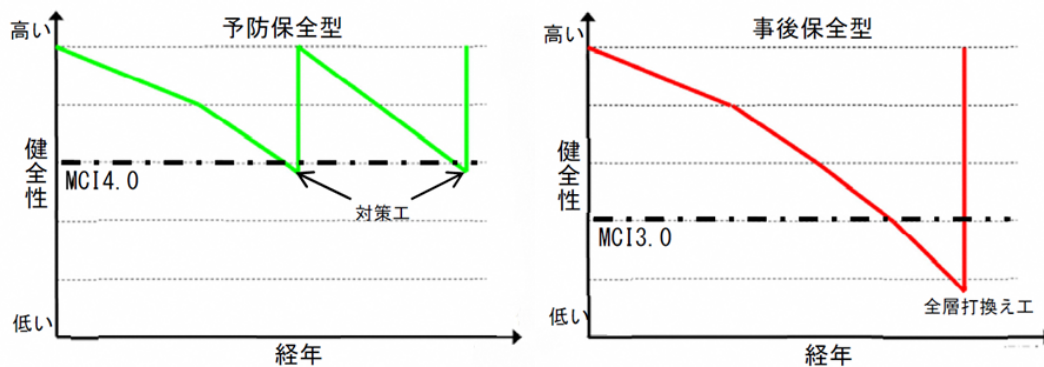


図 3-1. 予防保全型と事後保全型の考え方

管理水準は、平成 27 年度に策定した第一次修繕計画では $MCI > 5$ （健全度 C を許容しない）となっていました。平成 31 年度の第二次修繕計画にて、第一次計画の予算を確保できず、修繕が行われていない路線が見られたことから、適正なサービスを住民に提供するため、管理水準は $MCI > 4$ （健全度 D を許容しない）と定め計画の見直しを実施しています。

3-2. 施設の重要度の設定

健全度が同一の場合に、対策を行う順番を決めるため、表 3-2 に定めた諸元項目に応じて、施設の重要度を設定しました。

表 3-2. 路線の重要度算出の諸元項目

諸元項目	諸元内容
路線特性	1 級路線を優先
大型車交通量（12 時間）	大型車交通量の多い路線を優先
特殊車両許可路線及び重要物流道路	該当する路線を優先
路線バス運行路線	該当する路線を優先
総交通量	交通量の多い路線を優先
小中学校近隣道路	該当する路線を優先

3-3. 修繕計画（令和7年度～令和12年度）

3-3-1. 舗装

舗装の修繕延長及び修繕費用は表3-3のとおりです。

表2-2調査結果より、令和7年度施工予定延長（500m）については計画から除外しました。

表 3-3. 健全度区分ごとの事業量（舗装）

健全度ランク	判定基準	延長（m）	費用（千円）
A	舗装が新しく望ましい状態 $MCI > 6$	6,943	0
B	舗装は新しくないが望ましい管理水準 $6 \geq MCI > 5$	16,367	0
C	一部損傷がある状態 $5 \geq MCI > 4$	16,331	0
D	損傷がある程度進んだ状態 $4 \geq MCI > 3$	11,649	1,412,635
E	損傷が著しい状態 $3 \geq MCI$	4,451	595,007
6か年計		55,741	2,007,642

